

大阪府における 中小事業者の脱炭素化促進に係る補助事業について

1. 中小事業者高効率空調機導入支援補助金
 2. 中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業
- 参考1. 脱炭素経営宣言登録制度
参考2. 条例に基づく任意届出制度

2024年4月17日（水曜日）

おおさかスマートエネルギーセンター

（大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 内）

野里 浩司



1. 概要

中小事業者が府内で運営する工場・事業場で空調機を高効率化する取組に対して補助

2. 補助事業の内容

< 補助対象者 >

- 府内の工場・事業場において既存の空調機を高効率空調機へ更新する中小事業者
- 脱炭素経営宣言を行った者

< 補助金の額 >

- 補助率：1/2以内
- 補助上限額：1,500万円 補助下限額：20万円

< 補助対象経費 >

- 高効率空調機（本体 + 付属品 [運転リモコン、防振架台等]）
- 工事関連費（設計費、既存の空調機の撤去・処分費を含む）



中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業

令和6年度予算 2千万円

1. 事業概要

対策計画書の届出を行った中小事業者が、この計画書に基づき省エネ設備更新や再エネ設備導入を実施する場合に、設備費の一部を**補助**する。

2. 補助事業の内容

補助対象事業	設備更新等により次のいずれかを達成する事業 (1) 事業所全体の年間エネルギー使用量を 1%以上 削減 (2) 事業所全体のCO2排出量を年間 1トン以上 削減
補助対象要件	次の全てを満たす中小事業者 (1) 府内の工場・事業所に係る 対策計画書の届出 を行い、この計画に基づき設備更新等を行う者 (2) 脱炭素経営宣言 を行った者
補助対象設備	省エネ設備：ユーティリティ設備（空調、コンプレッサー等）、生産設備（工作機械、印刷機等） 再エネ設備：太陽光パネル（定置用蓄電池含む）
補助金額	■省エネ設備、定置用蓄電池：設備費※の 3分の1 以内 ※運搬、調整、据付けの経費含む ■太陽光パネル： 1kwあたり2万円 （上限額：1申請あたり 300万円 ）
応募方法	大阪府行政オンラインシステム からお申込みください。



大阪府行政オンラインシステム
(制度・亭主t書類等も記載)



冷凍冷蔵機



印刷機



ガス空調



太陽光パネル

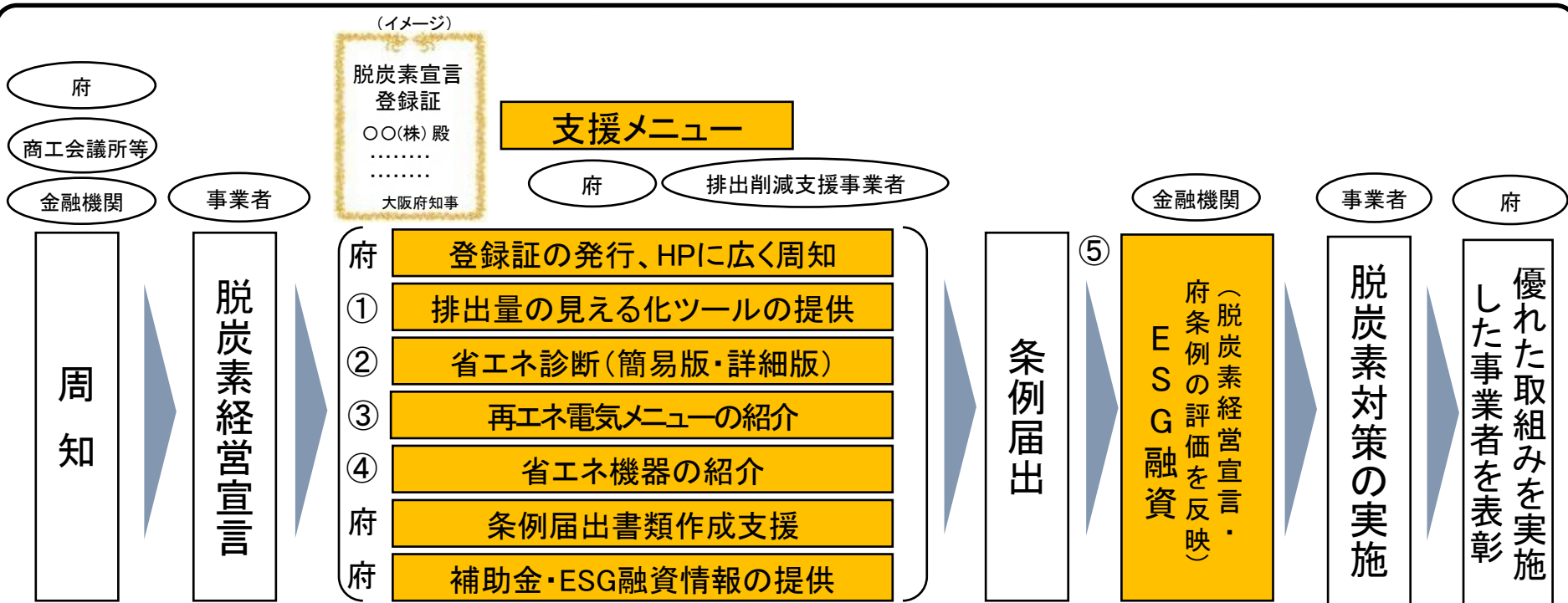
〔応募書類〕

- 01-補助金交付申請書（様式第1号）
- 02-事業計画書（様式第1号別紙）
- 03-省エネルギー量、CO₂排出削減量の算定根拠資料
- 04-要件確認申立書（様式第1-2号）
- 05-暴力団等審査情報（様式第1-3号）
- 06-個人情報使用同意書（府の指定様式）
- 07-中小事業者であることを証明できる資料
（①業種、②資本金、③従業員数、④出資関係（出資者と出資比率、又は株主と持ち株比率））
- 08-更新前と更新後の省エネ設備の**仕様書・カタログ等**
（太陽光パネル及び定置用蓄電池は導入予定の設備のみで可）
- 09-更新前と更新後の省エネ設備の**配置場所等を示す図面**
（太陽光パネル及び定置用蓄電池は設置予定場所を示す図面で可）
- 10-見積書の写し（2社以上）
- 11-納税証明書（国税及び府税に未納がないことが証明できるもので、発行日から3カ月以内）の写し
- 12-（賃貸物件で工事を行う方）賃貸借契約書の写し及び建物所有者の承諾書
- 13-（法人の方）履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（3か月以内の発行のもの）の写し
- 14-（リースを利用する方）リース料金の設定根拠資料及びリース会社と設備利用者との契約書案
- 15-（オンサイトPPAモデルで申請する方）料金の設定根拠及び発電事業者と需要家との契約書案
- 16-（個人事業主の方）本人確認書類（免許証の両面、健康保険証、住民票等）の写し
- 17-（個人事業主の方）営業に必要な許認可証

参考 1. 脱炭素経営宣言登録制度

支援のスキーム

➤ 商工会議所や地域金融機関等と連携して宣言事業者を増やすとともに、脱炭素経営宣言した事業者に対して、各事業者に最適な各種支援を行う。



排出削減支援事業者の一覧

- | | | | | |
|--|----------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| ① 排出量の見える化ツール
・A株式会社
・B株式会社
・ | ② 省エネ診断
・C株式会社
・D株式会社
・ | ③ 再エネ電気メニュー
・E株式会社
・F株式会社
・ | ④ 省エネ機器
・G株式会社
・H株式会社
・ | ⑤ ESG融資
・I銀行
・J信用金庫
・ |
|--|----------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|

大阪府気候変動対策の推進に関する条例

エネルギーを多量に使用する府内**特定事業者（大手・中堅企業）**は本条例に基づき**対策計画書を提出**する義務あり

<特定事業者（府内の大手・中堅企業）>



①全ての事業所におけるエネルギー使用量が**合計1,500kL／年以上**の事業者



②フランチャイズチェーンの加盟店を含む全ての事業所におけるエネルギー使用量が**合計1,500kL／年以上**の事業者

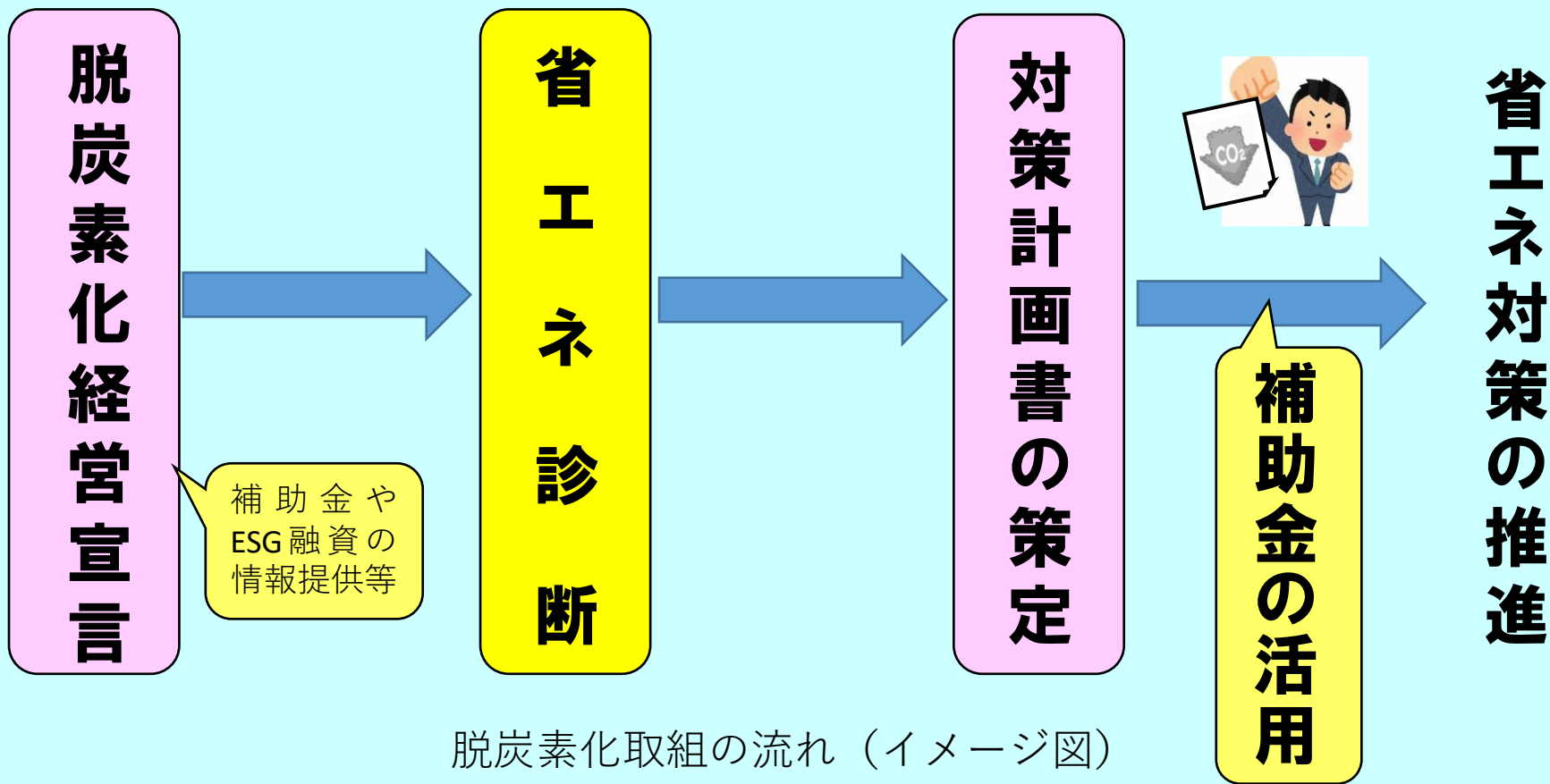


③自動車を**30台以上**（タクシー事業者は**75台以上**）使用する事業者

中小事業者の意欲向上を図り、効果的な削減対策を促すため、**特定事業者以外の中小事業者も任意の届出**ができるよう

府条例を改定

中小事業者の皆さま、段階的に脱炭素化に取り組みましょう！



脱炭素化取組の流れ（イメージ図）

..... 創エネ・省エネ・蓄エネに関するご相談・お問い合わせは
おおさかスマートエネルギーセンターまで



おおさかスマートエネルギーセンターは大阪府と大阪市の共同設置です。

大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課内

TEL:06-6210-9254 (直通) FAX: 06-6210-9259

E-mail: eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

おおさかスマート

検索



<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/index.html>